

令和3年3月12日

図書館友の会全国連絡会 御中

総務省大臣官房政策評価広報課

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和3年2月15日付け文書にていただきました「地方自治を支える公立図書館の振興を求める要望書」につきまして、担当部局課室より以下のとおりお答えいたします。

○ 要望事項1 「指定管理者制度が公立図書館に導入されないように改めて通知してください」

指定管理者制度は、「公共サービスの水準の確保」という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものです。図書館の運営については、行財政改革の一環として指定管理者制度を導入した場合でも、司書など専門性の高い職員を引き続き配置することも可能であると考えています。

図書館を含め、地方公共団体の施設を最も効果的・効率的に管理できる方法は、それぞれの地方公共団体の置かれている状況等により異なるものであり、地域の実情に応じて、適切な手法を選択していただきたいと考えています。

○ 要望事項2 「地方交付税の図書館経費の積算内容を豊かにしてください」

公立図書館の運営経費については、普通交付税の「その他の教育費（測定単位：人口）」の中に、計上しています。

図書、資料購入費等については、公立図書館の決算額などを踏まえ、標準的な経費を適切に計上するとともに、市町村合併により標準的な市町村の規模が大きくなったことを踏まえ、平成30年度から市町村分を標準団体当たり1,380万円増額しています。

また、図書館協議会の経費については、平成28年度より市町村分についても標準団体当たり32.9万円を計上しており、今年度も同額を措置しております。

今後とも、地方団体の意見等も踏まえつつ、適切に算定して参ります。

○ 要望事項3 「指定管理者制度の導入に不正な思惑が働くことを防いでください」

地方公共団体においては、国家公務員法における再就職あっせんや現職職員の求職活動の規制等の退職管理に関する規定の趣旨、当該団体の職員の離職後の就職の状況等を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要な措置を講ずることとされているところです。

職務の公正な執行とともに、公務に対する住民の信頼を確保するよう、各地方公共団体において対応されるべきものと考えています。

○ 要望事項4 「各省庁の調査から指定管理者制度に関わる企業を除外してください」

該当する部局課室がございませんでしたので回答は控えさせていただきます。

以上